

## 春日部夢の森公園を利用するにあたってのお願い

春日部夢の森公園内では、利用者の皆様が心地よく利用できるよう、次のルールに基づき御利用ください。御協力をお願いします。

1 次の行為は埼玉県都市公園条例第8条により禁止されていますので、御遠慮ください。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (7) ごみその他汚物を捨てること。
- (8) その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

また、次の行為も御遠慮ください。

- (1) 犬を放し飼いにすること(リード等で保持せずに散歩させること)。
- (2) 園内で野球等の球技を行うこと。
- (3) 大きな音量を発生させる楽器や拡声装置等を使用すること。
- (4) ラジコン機やドローン等を使用すること。
- (5) 釣りをすること。
- (6) 園内を自転車やバイクで通行すること。
- (7) 駐車場を公園利用以外の目的で使用したり、駐車以外の目的で使用すること。
- (8) あずまや等の施設を長時間に渡り独占的に使用すること。
- (9) 動物にえさを与えること(自らが飼養する動物を除く)。
- (10) スケートボード等を行うこと。

2 次の行為を行う際は、許可が必要です。予め春日部夢の森公園管理棟(TEL:048-796-3787)に御相談ください。

- (1) 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画等を撮影すること。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (6) はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。